

**放送を巡る諸課題に関する検討会 視聴環境分科会  
視聴者プライバシー保護ワーキンググループ（第3回）  
議事要旨**

1. 日時

平成28年11月24日（木）16時10分～17時30分

2. 場所

総務省7階 省議室

3. 出席者

（1）構成員

宍戸主査、森主査代理、大谷構成員、小塚構成員、近藤構成員、長田構成員、三尾構成員

（2）オブザーバー

一般社団法人IPTVフォーラム、一般社団法人衛星放送協会、一般社団法人電子情報技術産業協会、日本放送協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人コミュニティ放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人放送サービス高度化推進協会、一般財団法人放送セキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、経済産業省商務情報政策局情報通信機器課

（3）総務省

太田総務大臣補佐官、南情報流通行政局長、吉田官房審議官、齋藤情報流通行政局総務課長、鈴木同局放送政策課長、藤田同局地上放送課長、玉田同局衛星・地域放送課長、豊嶋同局情報通信作品振興課長、飯村同局衛星・地域放送課地域放送推進室長、三島同局放送政策課企画官

4. 議事要旨

（1）放送分野ガイドラインの改正のポイントについて

事務局から「放送分野ガイドライン改正の基本的考え方（案）」の説明が行われた。

（2）視聴履歴データ活用サービスに係る意識調査について

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟から「視聴履歴データを活用したサービスに係る意識調査」の説明の後、議論が行われた（構成員・オブザーバーの主な発言は以下のとおり）。

【近藤構成員】

- ・ 今回の議事に直接関係する話ではないが、テレビで紹介された店舗に電話等で問い合わせをすると、アクセス集中でつながらないことが度々ある。そのような事態を想定した対応策は検討しているのか。

【(一社) 日本ケーブルテレビ連盟】

- ・ 例えばケーブルテレビでは、セットトップボックスにより双方向サービスが可能になっており、画面上でのご案内から直接注文が可能なシステムであることから、別途電話やインターネット等での連絡は不要なシステムとなっている。

【大谷構成員】

- ・ ケーブルテレビ連盟の意識調査に関して、データに世代別の特徴が出ている点はあるのか。

【(一社) 日本ケーブルテレビ連盟】

- ・ 全般的に若い層ほど、興味・利用意向を示す回答率が高い傾向がある。お取り寄せグルメを例に取ると、20代の回答が最多、次が30代だが、10代も30代と同程度。

【長田構成員】

- ・ ケーブルテレビ連盟のアンケートで示されるような魅力的なサービスの裏側で、予期しない目的で視聴履歴が使われるリスクが生じることを利用者が認識できているのかが気になる。個人情報利活用のメリットとリスクが表裏であることを併せて質問した場合、どのようなリアクションが得られるのか関心がある。

【(一社) 日本ケーブルテレビ連盟】

- ・ 今回のアンケートではそのような調査項目は設定していないため、御懸念の部分の回答はいたしかねる。なお事業者側としては、そのような商売につながらず、利用者の利便にも資さない目的で視聴履歴を利用することは、考えられない。

(3) 放送分野ガイドライン改正案の検討について

森主査代理から「放送受信者等の個人情報の保護に関するガイドライン改正案（本文＋委員会ガイドラインとの差異部分の解説）」及び「本ガイドラインの放送分野における特有の規定とその規定理由」について説明の後、議論が行われた（構成員・オブザーバーの主な発言は以下のとおり）。

【近藤構成員】

- ・ 第14条の解説中に、BMLで記述された情報に関する言及がある。私が参加した別の委員会では、新しいメディアの普及によってHTML5も含めた検討が必要との指摘があった。このWGでも同様に検討が必要ではないのか。

【三島放送政策課企画官】

- ・ 第14条の解説については、現在、関係者に技術的な部分を含め、その書き振りを確認中。今後、近藤構成員の御指摘を含め、関係者の御意見等踏まえて再考したい。

【三尾構成員】

- ・ 個人情報保護の観点から、視聴履歴に関する保護を厚くしていると理解。一方で利活用の側面から考えると、その保護のあり方ゆえに大いに利活用される方向には進みにくいのではないかと印象を受けた。通信分野では同じような情報の利活用

が進められていることを踏まえると、通信分野と放送分野でどのようにバランスを取るのかが気になる。

【森主査代理】

- ・ 本ガイドラインは、電気通信分野ガイドラインを踏まえて作成しているため、内容のみならずフォーマットも非常に良く似た形となっているが、放送分野で視聴履歴に特段の規定がある一方で、通信分野では、通信の秘密について特段の規定を設けているが、後者は憲法上の要請から、視聴履歴よりも一層慎重な考え方が採られている点異なる。その他の一般的な個人情報については、基本的に、放送分野ガイドライン、通信分野ガイドライン共に、一般の個人情報保護法の規制と同様に扱うとの考え方を採っている。

【三尾構成員】

- ・ インターネットによる動画配信の視聴データと放送による視聴データ、この2つ視聴データはどのような整理で考えればよいか。

【森主査代理】

- ・ 基本的に、放送による視聴データは「視聴履歴」として放送分野ガイドラインの対象となる一方で、インターネットを通じた動画配信サービスは、電気通信サービスに該当するため、電気通信分野ガイドラインが適用される。ただし、例えば放送による視聴履歴と、インターネットによる動画配信サービスの視聴データを一体として活用する場合は、放送分野ガイドラインと電気通信分野ガイドラインが併せて適用されることとなる。

【小塚構成員】

- ・ 放送には、ただコンテンツを流すだけではなく、資料3-3の4ページで言及するように大きな社会的影響力を持ち、表現の自由と民主主義の根幹を担う役割が与えられている。そのような責務を担わされていない通信のコンテンツ配信とは自ずと違いが生ずるもの。その点が波及して、視聴履歴はプライバシー性が高いと考えられ、異なる扱いが求められるものとなるのではないか。
- ・ また、通信デバイスはその特徴上、個人ユースが基本だが、放送はまだ基本的に家庭、世帯に紐付いている。視聴履歴に基づくレコメンドは、その家族間のプライバシーに触れるおそれがあるのではないか。
- ・ これらの事情を踏まえ、現段階では抑制的なスタートもやむを得ない面があるように受け止めている。
- ・ 一方で、気になる点が2点ある。1点目が技術に関わる部分、プライバシー・バイ・デザインという言われ方もされているようだが、技術的なデザインのあり方が我々の持っている権利を規定するような制度の立て付けが存在する。この部分、ユーザーの利益をどのように反映していくのかという課題があると考えている。特に専門家の間だけで解決を図らず、色々な利害を持つ方々の見解をプロセスとして取り入れる必要があるのではないか。
- ・ もう1点、第34条の「第三者に推知させることのないよう注意しなければならない」との規定は、要配慮個人情報を推知するという意図をもって、あるいは第三者に推知させるという意図をもって視聴履歴を取り扱ってはならないということに

加えて、第三者が推知するようなことが可能になってはいけないということまで含めた規定であるように読める。そのような理解で良いのか。

【宍戸主査】

- ・ 小塚先生の前者の御指摘に関しては、匿名加工の方法や本人同意の取り方にも波及する話であり、それぞれの論点で引き続き本WGでしっかり議論していく必要があると考える。その一方で、この御指摘は視聴者の利益を、今後の放送サービスや放送行政でどう活かしていくのかとの観点からより上位の分科会、又は更なる上の諸課題検討会の親会等における検討も必要な大きな課題。事務局にはそのような観点を踏まえて、今後の整理を考えて欲しい。
- ・ 後者に関しては、私としては、小塚構成員の整理が適切と考えていたところだが、事務局にも考えを伺いたい。

【三島放送政策課企画官】

- ・ 後者に関しては事務局としても、前回の御指摘を踏まえ、推知が可能となることのないように注意するという趣旨で策定している。

【近藤構成員】

- ・ そのような趣旨で規定する場合、ターゲティング広告を実施することは可能か。

【森主査代理】

- ・ 基本的に可能と考える。視聴履歴による要配慮個人情報の推知のみが禁止されているということ。したがって、例えば、旅行が好きということは、要配慮個人情報には該当せず、推知しても構わない。

【近藤構成員】

- ・ 一般の人にはその詳細を理解することは難しいように思う。誤解が誤解を生んで過度な個人情報保護に流れないように、個人情報の提供者には丁寧な説明が必要ではないか。

【宍戸主査】

- ・ 本ガイドラインの記述だけでは十分伝わるかが懸念される部分。ガイドラインを踏まえて作成される指針や事業者団体の自主ルールも含めた検討が必要と考える。

【長田構成員】

- ・ 匿名加工情報については、ガイドラインよりも更に下位のルールになるかもしれないが、できるだけわかりやすく解説を行い、ただの仮名化ではないルールの有り様を分かるように示して戴くことを希望する。

【宍戸主査】

- ・ 御趣旨は十分理解。本WGで引き続き議論を行うべきもの。

【大谷構成員】

- ・ 視聴履歴について、「事前に視聴者本人の同意を得ているか否かを問わず、技術的・自動的に取得することができる視聴データを「視聴履歴」と定義しているとのことだが、本人同意との関係が本案だと分かりづらい。解説を再考いただきたい。

- ・ 一つの受信機で世帯全員の視聴履歴が蓄積される場合、個々に誰の視聴履歴かを識別できない場合が考えられるが、そうであっても個人情報に相当する旨の補足説明が必要ではないか。
- ・ 要配慮個人情報の推知に係る禁止自体は異存はないが、積極的に同意を得て要配慮個人情報を取扱う場合には、本規定は適用されないことを明記すべき。
- ・ 第 35 条の書き振りでは、受信拒否の主体が、受信者なのか、放送事業者なのか不明瞭。明確に分かるような書き振りとするべき。

#### (4) その他

宍戸主査より、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（案）及び解説（案）について意見がある構成員・オブザーバーは、11 月 30 日までに提出するよう依頼があり、意見の整理は、主査に一任することについて、了解を得た。

(以上)